

日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験に関する事項

平成26年9月19日

1. 認定試験の受験資格

新規認定対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去3年度を通算して50単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと

①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること

- I－1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計2単位以上取得すること
- II－1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
- III－1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
- IV－1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
- V－1～3の各項目を履修し、合計6単位以上取得すること

②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算50単位のうち10単位以下であること

③毎年最低10単位以上取得していること

認定更新対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去6年度を通算して100単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと

①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること

- I－1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
- II－1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計8単位以上取得すること
- III－1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
- IV－1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
- V－1～3の各項目を履修し、合計12単位以上取得すること

②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算100単位のうち20単位以下であること

③毎年最低10単位以上取得していること